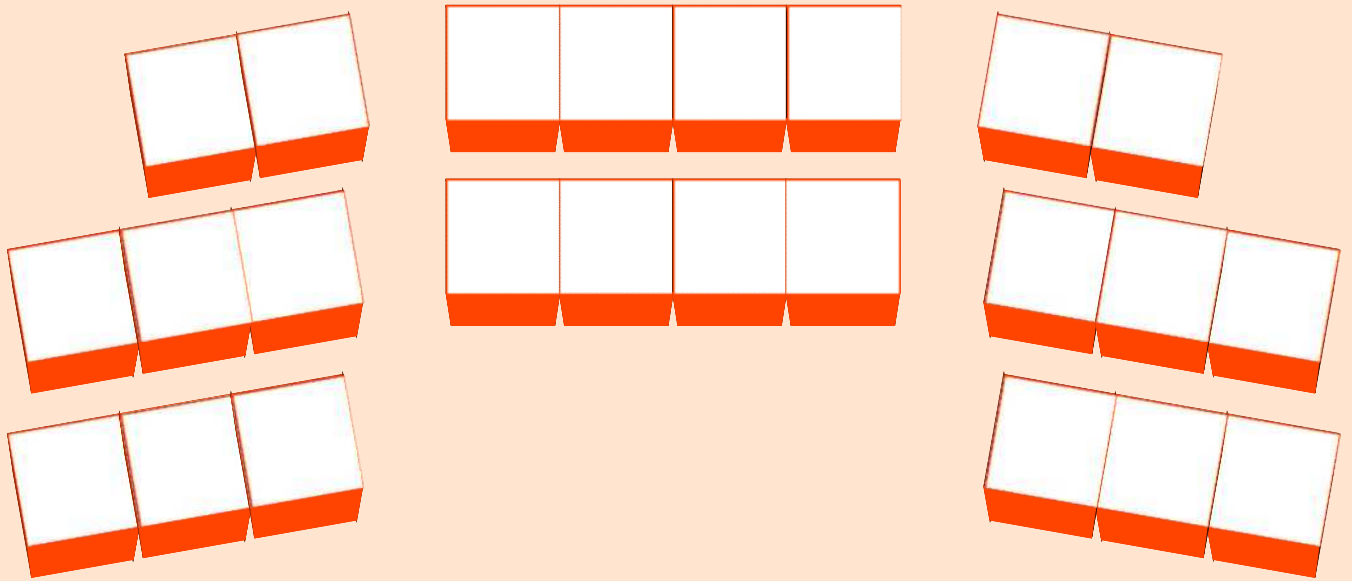


VOL.207
2025・2

市議会レポート



青梅市議会事務局

目 次

議会日誌-----	3
行政視察報告-----	7
総務企画委員会	
議長会の動き-----	14
東京都市議会議長会	
関東市議会議長会	
全国市議会議長会	
西多摩地区議長会	
各種協議会等の動き-----	17
関東地区競艇主催地議会協議会	
全国競艇主催地議会協議会	
三多摩上下水及び道路建設促進協議会	
青梅市議会新着図書目録-----	21
要綱・要領等の制定、改廃の状況-----	22
制定された要綱・要領-----	24
青梅市内部統制推進本部設置要綱 以下 10 件	

議 会 日 誌

< 11月 >

- | | |
|-----------------|---|
| 1 日（金）午前10:00 | 第71回関東市議会事務局職員研修会〔全国都市会館―局長、主査〕 |
| 2 日（土）午前 9:30 | 霞台中学校開校50周年記念式典・祝賀会〔霞台中学校体育館・フォレストイン昭和館―島崎議長〕 |
| 3 日（日）午前10:00 | 青梅産業観光まつり〔市役所―島崎議長〕 |
| 午後 1:30 | 国分寺市市制施行60周年記念式典〔国分寺市役所―島崎議長、局長〕 |
| 5 日（火）午後 1:30 | 東京都羽村市多摩都市モノレール建設促進及び公共交通対策特別委員会行政視察来訪〔委員会室等―青梅市グリーンスローモビリティ実証実験について〕 |
| 6 日（水）午後 1:00 | 全国市議会議長会第238回理事会・第118回評議員会合同会議〔都市センターホテル―島崎議長、局長〕 |
| 8 日（金）午後 3:00 | 東京都十一市競輪事業組合議会定例会〔京王閣競輪場―久保議員、山内議員〕 |
| 11日（月）午前11:00 | 関東地区競艇主催地議会協議会事務局長会議〔委員会室―局長、次長、庶務係長〕 |
| 12日（火）～13日（水） | 東京都十一市競輪事業組合議会行政視察〔前橋競輪場、BTS岡部―久保議員、山内議員〕 |
| 13 日（水）午前 10:00 | 山口県周南市未来ラボ行政視察来訪〔委員会室―学校プール廃止、屋内温水プール利用について〕 |
| 午後 2:00 | 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第3委員会〔東京自治会館―山田（紀）議員、調査係長〕 |
| 14 日（木）午前 11:00 | 全国競艇主催地議会協議会第3回正副会長会議・全国競艇主催地議会協議会第162回役員会・第144回臨時総会〔ホテルニューオータニ―島崎議長、湖城副議長、局長、次長、庶務係長、主査〕 |
| 午後 6:30 | 西多摩地域広域行政圏スポーツ大会総合開会式兼前夜祭〔霞共益会館―島崎議長〕 |
| 15 日（金）午前 10:00 | 青梅、羽村地区工業用水道企業団議会令和6年第2回定例会〔羽村市水道事務所―みねざき議員、山崎（善）議員、迫田議員〕 |

	東京都市監査委員会第1回委員研修会〔日野市役所―山内監査委員〕
16日（土）午前 11:20	青梅宿アートフェスティバルオープニングセレモニー〔勝沼東栄会三丁目の夕日ステージ―島崎議長、湖城副議長〕
18日（月）午前 9:00	秋田県大仙市だいせんの会行政視察来訪〔青梅総合医療センター―青梅市立総合病院の決算状況について〕
午前 10:20	近畿競艇主催地議会協議会視察来訪〔ボートレース多摩川―ボートレース多摩川について〕
20日（水）午前 10:00	市議会災害対応訓練〔市役所〕
21日（木）午後 1:30	第2回西多摩衛生組合議会定例会〔西多摩衛生組―片谷議員、阿部議員、湖城議員〕
午後 3:00	東京都あきる野市自由民主党志清会・明るい未来を創る会行政視察来訪〔委員会室―グリーンスローモビリティについて〕
22日（金）午後 1:30	埼玉県東松山市議会埼玉県東松山市きらめき市民クラブ行政視察来訪〔委員会室―ごみの戸別収集について〕
24日（日）午前 9:00	青梅市総合防災訓練〔市役所、梅郷市民センター、第五小学校、西中学校―島崎議長〕
25日（月）午後 3:00	議会運営委員会
26日（火）午後 2:15	東京都市議会議長会理事会・定例総会〔東京自治会館―島崎議長、局長〕
27日（火）午後 2:00	例月出納検査〔会議室―山内監査委員〕
29日（金）午前 10:00	定例記者会見〔会議室―島崎議長、湖城副議長、局長〕

<12月>

1日（水）午前 9:40	奥多摩溪谷駅伝競走大会開会式〔市役所―島崎議長、湖城副議長〕
3日（火）午後 1:30	文化複合施設整備特別委員会
4日（水）午前 9:15	議会運営委員会
午前 10:00	本会議〔議案審議、一般質問〕
5日（木）午前 10:00	本会議〔一般質問〕
6日（金）午前 10:00	本会議〔一般質問〕
午後 3:54	議会運営委員会
9日（月）午前 9:30	環境建設委員会
午前 10:00	総務企画委員会

	午前 10:00	福祉文教委員会
10 日（火）	午前 10:00	文化複合施設整備特別委員会
11 日（水）	午前 9:00	議会運営委員会
	午前 10:00	予算決算委員会
	午前 11:29	全員協議会
	午後 2:59	総合病院建替特別委員会
20 日（金）	午前 9:15	議会運営委員会
	午前 10:00	本会議
22 日（日）	午前 9:30	消防車両交付式〔市役所―湖城副議長〕
26 日（木）	午後 1:30	定期監査講評・例月出納検査〔会議室―山内監査委員〕
	午後 2:00	三多摩上下水及び道路建設促進協議会第 3 委員会正副委員長 会議〔三鷹市役所―山田（紀）議員、庶務係主任〕

< 1 月 >

6 日（月）	午前 9:00	令和 7 年事務始め式〔会議室―島崎議長、湖城副議長〕
7 日（火）～8 日（水）		総務企画委員会行政視察〔ボートレース平和島、ボートレー ス浜名湖―収益事業の売上向上につながる取組等につい て〕
9 日（木）	午後 1:15	西多摩地区議長会西多摩地区地域医療検討部会〔羽村市役所 ―島崎議長、山内議員、局長〕
12 日（日）	午前 10:00	青梅市消防団出初式〔TCN スポーツパーク永山〕
13 日（月）	午後 10:30	令和 7 年成人の日・青梅市二十歳を祝う会〔住友金属鉾山アリ ーナ青梅〕
16 日（木）～17 日（金）		関東地区競艇主催地協議会役員会・研修視察〔ボートレース 宮島、ボートレースチケットショップ呉―島崎議長、局長、 次長、庶務係長〕
17 日（金）	午前 10:30	三多摩上下水及び道路建設促進協議会第 2 委員会〔東京自治会 館―山崎（哲）、調査係長〕
19 日（日）	午前 10:30	青梅市防災講演会〔市役所―湖城副議長、寺島議員、藤野議員〕
20 日（月）	午前 9:15	議会運営委員会
	午前 10:00	本会議
	午前 10:10	予算決算委員会
	午前 10:47	文化複合施設整備特別委員会・協議会
21 日（火）～22 日（水）		全国競艇主催地議会協議会第 4 回正副会長会議〔ボートレース

	住之江、ホテル阪神大阪一島崎議長、局長、次長、主査]
23 日（木）午後 2:30	東京都三多摩地区消防運営協議会第二部会[東京自治会館一島崎議長、局長]
24 日（金）午後 2:00	東京都市議会調査事務研究会 [清瀬市役所一庶務係長]
27 日（月）午後 1:15	東京都市公平委員会関係団体協議会[東京自治会館一島崎議長局長]
午後 2:00	東京都市議会報研究会 [町田市役所一調査係主任]
28 日（火）午前 10:00	三多摩上下水道及び道路建設促進協議会第 1 委員会[東京自治会館一中野議員、主査]
29 日（水）午後 1:30	例月出納検査 [会議室一山内監査委員]



行政視察報告

総務企画委員会

本委員会では、所管事務調査事項である「収益事業の売上向上について」の調査、研究を目的として、デイレースを開催している「ボートレース平和島」と「ボートレース浜名湖」の売上向上策やファン獲得等の取組を視察することとした。

視察地 ボートレース平和島（東京都大田区平和島１－１－１）

ボートレース浜名湖（静岡県湖西市新居町中之郷３７２７－７）

視察期日 令和７年１月７日（火）～８日（水）

視察事項 収益事業の売上向上について

参加者 （委員長）鴨居たかやす（副委員長）山田 敏夫
（委員）藤野ひろえ、山崎 善信、長谷川真弓、
島崎 実、久保 富弘、野島 資雄
（随 行…中村議事係長）

【ボートレース平和島】

1 概 要

ボートレース平和島は、東京都大田区に位置し、昭和29年6月5日に東京都主催で初開催されたが、翌年、東京都主催による開催が中止になり、昭和30年9月20日から府中市による開催となった。



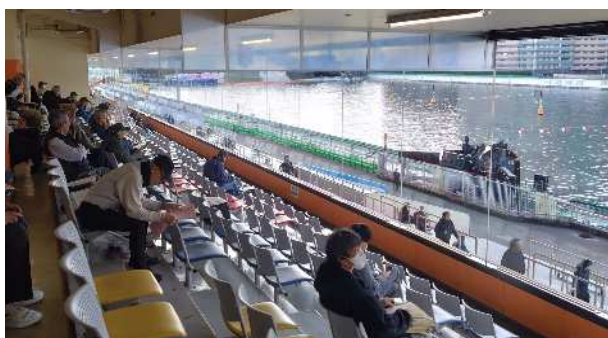
総務企画委員会の委員（ボートレース平和島）

令和５年度の総売上金額は75,262,048,800円であった。

施 行 者	府中市
開 催 日 数	180日（令和５年度）
施 設 会 社	京急開発株式会社
収 容 人 数	12,121 人（928 席、立見席 10,659 席、指定席 534 席）

2 施設・設備の改善等について

施設会社の京急開発株式会社が主導となって、令和10年の完成に向けて施設の建て替えを進めている。現在、建て替えの設計中とのことで、コンパクト化、ファミリー層向けの施設を建設するのか、今後協議するとのことであった。



3階 一般席



4階 指定席（ペアシート）

3 外向発売所 ポートレース平和島劇場について

発 売 日 数	365日
発 売 レース	1 日最大12場発売
発 売 時 間	午前 10 時から午後 9 時まで



ボートレース平和島劇場入口



3階 有料席

4 ファン獲得の主な取組について

ボートレースのCMの効果により、認知度が向上しているが、更なるファン獲得のため、平和島公式YouTubeチャンネルを活用したPR施策を行った。内容としては、レース映像の配信は言うまでもなく、レース直前の水面状況や選手コメントなども配信している。

また、施設改修に伴うステージの廃止により、場内でのイベントの実施が困難であったが、限られたスペースを活用して予想会や抽選会を実施し、幅広い年齢層及びジャンル層の新規ファン獲得や本場誘致に向けた取組を実施した。

5 インバウンドの来場促進の取組について

過去には、旅行代理店とタイアップした観戦ツアーなどを企画、実施していたが、現在は実施していない。今回の施設改修にあわせて計画中であり、今後、力を入れていく考えである。

6 場内の食事処の取組について

1階エリアに集中しており、施設会社の関連会社である京急ロイヤルフーズが運営している。地元警察との協議の上、アルコール度の低い酒類も販売している。

7 年度別売上額について

(単位：日、円)

年 度	開催日数	総売上額	1日平均売上額
令和3年度	180	81,712,065,400	418,122,500
令和4年度	180	84,178,116,100	467,656,200
令和5年度	180	75,262,048,800	453,955,900

8 年度別繰出金額とその使途状況について

(1) 年度別繰出金額 (単位：円)

年 度	繰出金額合計
令和3年度	4,000,000,000
令和4年度	4,500,000,000
令和5年度	3,600,000,000

(2) 使途状況

各種基金への積立のほか、令和6年4月1日に開設した「府中市子ども発達支援センター」の建設費などに活用している。

【ボートレース浜名湖】

1 概 要

ボートレース浜名湖は、静岡県湖西市に位置し、昭和28年8月に初開催され、昭和43年4月に現在の場所に移転した。

令和6年4月1日より、浜名湖競艇企業団から浜名湖ボートレース企業団へ組織名称変更をした。令和5年度の総売上金額は78,171,182,600円であった。



総務企画委員会の委員（ボートレース浜名湖）

施 行 者	浜名湖ボートレース企業団（浜松市、湖西市）
開 催 日 数	200日（令和5年度）
施設所有者	浜名湖ボートレース企業団

2 売上向上策の推進・ファン獲得の取組について

売上向上策として、積極的な場外発売場の設置に取り組んでいる。場外発売場については、以下のとおりである。

開設年月日	施設名
平成10年10月13日	ボートピア玉川
平成16年5月20日	ボートピア岩間
平成27年3月24日	ミニボートピア富士おやま
平成31年2月19日	ボートレースチケットショップ焼津
令和4年9月12日	ボートレースチケットショップオラレ浜松

3 施設・設備の改善等について

施設・設備の改善（リニューアル）等については、定期的実施されており、主な内容については、以下のとおりである。

竣工年度	内容
平成20年度	南スタンドの改修、耐震補強工事
平成24年度	競技部棟耐震補強工事
平成27年度	南スタンド内に外向発売所「ウィンピア」設置
平成28年度	大型映像装置の改修
平成30年度	中央スタンド3階「ロイヤルルーム」改修
平成31年度	新事務所棟、特別観覧施設「ROKU 浜名湖」新設
令和元年度	「BOTA KIDS PARK モーヴィ浜名湖」設置
令和2年12月	中央スタンド4階「メンバーズルーム」改修



中央スタンド3階 ロイヤルルーム



1階 アトリウム

4 外向発売所「ウィンピア」について

平成28年3月30日に外向発売所「ウィンピア」をリニューアルオープンした。東海地区では初となる1日最大8場96レースを発売し、午前7時15分からナイターレース終了まで、年間約350日を営業している。



外向発売所「ウィンピア」入口

5 モーヴィ浜名湖について

地域に開かれた新しいあそび場。楽しくて毎日行きたくなる場所、地域の家族の交流が自然と生まれる場所を目的に、令和元年12月14日よりオープンした。



モーヴィ浜名湖 入口



6 ファン獲得の主な取組について

多くのお客様に本場へ足を運んでいただくために、ファミリー層をターゲットとした施策を実施している。令和5年度の主な施策は以下のとおりである。

- (1) 映画『ゴジラ-1.0』×G I 浜名湖賞 開設70周年記念 特別企画
- (2) 夏休み期間新規来場者獲得施策「HAMANA KO ice expo 2023」「ニンジャマックス」
- (3) 新規来場者獲得施策「遊べる宇宙博」
- (4) 地域共生施策「スポパラ in BOATRACE浜名湖」「海と日本プロジェクト」

7 インバウンドの来場促進の取組について

過去には、旅行会社と協力して海外からの観光客の観光コースに、ボートレース浜名湖に立ち寄るプランを組んでいただくような施策を実施していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となり、コロナが明けた現在も再開はしていない。

今後については未定だが、チャンスがあれば環境を整備して、計画したいと考えている。

8 年度別売上額について

(単位：日、円)

年 度	開催日数	総売上額	1日平均売上額
令和3年度	202	75,867,468,100	375,581,500
令和4年度	205	85,144,559,400	415,339,300
令和5年度	200	78,171,182,600	390,855,900

9 年度別繰出金額について

(1) 年度別繰出金額 (単位：円)

年 度	繰出金額合計
令和3年度	2,040,000,000
令和4年度	2,040,000,000
令和5年度	2,040,000,000



説明を受ける総務企画委員（ボートレース浜名湖）

【視察を終えて】

ボートレース平和島は、毎年S G競走が開催され、人気のあるレース場ではあるが、更なるファン獲得のため、幅広い年齢層及びジャンル層の新規ファン獲得や本場誘致に向けた取組を実施するとともに、積極的に平和島公式YouTubeチャンネルを活用した独自の施策を行っており、視聴者も多く好評を得ているとのことで、大変有効な取組であると感じた。施設については、令和10年の完成に向けて建て替えを進めているところで、どのような施設が完成するのかとても楽しみである。

ボートレース浜名湖は、定期的な施設・設備の改善やファミリー層をターゲットとした施策などを実施しており、ファン獲得に力を入れていることが分かった。また、ボートレース場を「地域に開かれた場所」とすべく、特に子育て世代を中心とした来場者数の増加を目的として、ボートレース場の複合施設化（ボートレースパーク化）事業が進められており、現在9つのボートレース場にてBOAT KIDS PARKモーヴィが設置されている。ボートレース浜名湖はいち早く設置し、「地域に開かれた新しいあそび場、楽しくて毎日行きたくなる場所、地域の家族の交流が自然と生まれる場所」として、市民生活や福祉の向上に貢献していることが分かった。

今回視察した2つのボートレース場では、現在インバウンド対策を実施していないとのことであった。インバウンドをどのように取り入れるのか課題ではあるが、全ボ

ートレース場も同様であり、これは業界全体の課題であると感じた。

令和5年度のボートレース全体の売上は2兆4220億円余と、令和4年度の2兆4142億円余を上回り、過去最高売上額となったが、いかにこの売上を保っていくかが課題である。

今回、行政視察で伺ったボートレース場も含め各場では、地域毎に特色ある様々な取組などを行い、ボートレース事業の発展に寄与されており、関係者の皆様の御努力に感謝申し上げます。

ボートレース多摩川においても、ファン獲得や売上向上に御尽力されているが、全国のボートレース場の様々な取組を参考にいただき、更に魅力あるボートレース場となるよう、当委員会においても引き続き調査研究し、ボートレース事業を一緒に盛り上げていきたい。

(総務企画委員長 鴨居 たかやす)

議 長 会 の 動 き

東京都市議会議長会

11月26日（火） 理事会・定例総会

○ 理事会

＊ 協議事項（承認）

- 1 各市提出議案について
- 2 令和7年度東京都市議会議長会事業計画（案）について
- 3 令和7年度東京都市議会議長会歳入歳出予算（案）について
- 4 令和7年度東京都市議会議長会関係役員（案）について
- 5 令和6年度東京都市議会議員研修会について
- 6 東京都市議会議長会11月定例総会の運営について
- 7 その他

○ 定例総会

＊ 協議事項（認定および可決）

- 1 各市提出議案について
- 2 令和7年度東京都市議会議長会事業計画（案）について
- 3 令和7年度東京都市議会議長会歳入歳出予算（案）について
- 4 令和7年度東京都市議会議長会関係役員（案）について
- 5 令和6年度東京都市議会議員研修会について
- 6 その他

1月24日（金） 調査事務研究会

＊ 演題 「政務活動費適正支出のチェックポイント」

＊ 講師 株式会社 廣瀬行政研究所 代表取締役 廣瀬 和彦 氏

1月27日（月） 議会報研究会

＊ 演題 「議会報担当者として知っておきたい著作権制度」

＊ 講師 大阪工業大学大学院 客員教授 川瀬 真 氏

関東市議会議長会

11月1日（金） 第71回事務局職員研修会

＊ 演題 「議会の政策力強化と議会事務局の役割」

＊ 講師 中央大学法学部教授 礒崎 初仁 氏

＊ 演題 災害対策と復興の質を左右する男女共同参画・多様性の視点
～東日本大震災、能登半島地震等の実際を踏まえて

＊ 講師 減災と男女共同参画研修推進センター 共同代表

早稲田大学地域社会と危機管理研究所 招聘研究員 浅野 幸子 氏

全国市議会議長会

11月6日（水） 第238回理事会・第118回評議員会合同会議

＊ 報告

一般事務及び地方行政委員会以下7委員会

＊ 議案審議（承認）

1 部会提出議案

(1) 令和6年能登半島地震等に関する要望について〔北信越部会〕

(2) 国土強靱化の推進について〔九州部会〕

(3) 大規模災害対策への支援について〔東北部会〕

(4) トイレカー（トイレトレーラー）の整備について〔四国部会〕

(5) 防災対策事業推進のための財政支援制度の強化について〔東海部会〕

(6) 北方領土問題の早期解決等について〔北海道〕

(7) 車両総重量3.5t未満の消防団車両の整備等に関する支援について〔東海部会〕

(8) 医療費助成制度の充実強化について〔東北部会〕

(9) 国民健康保険制度改革後の新たな構造的問題への支援措置について〔関東部会〕

(10) こども・子育て支援施策に係る財政措置の継続を求める要望〔関東部会〕

(11) 就学前教育・保育施設整備交付金の早急な予算確保等について〔近畿部会〕

(12) 国の負担で恒久的な小・中学校給食費の無償化を求める要望書〔近畿部会〕

(13) 太陽光発電事業の適正な導入に向けた法整備等について〔中国部会〕

(14) 有害鳥獣対策事業に係る補助制度の見直しと財源措置について〔四国部会〕

(15) 法定外公共物の管理に係る支援について〔北信越部会〕

(16) 北海道新幹線の建設促進について〔北海道部会〕

(17) 山陰への高速鉄道の実現について〔中国部会〕

(18) 九州における高速交通網等の整備促進について

2 会長提出議案

(1) 多様な人材の市議会への参画促進に関する決議（案）

(2) 地方税財源の充実確保及び地方創生・地方分権の推進に関する決議（案）

(3) 下請けいじめの根絶を求める決議（案）

(4) 頻発・激甚化する大規模災害等からの防災・減災対策及び復旧・復興対策等に関する決議（案）

(5) 令和6年能登半島地震等からの復旧・復興に関する決議（案）

(6) 東日本大震災からの復旧・復興に関する決議（案）

* 協議（承認）

1 厚生年金への地方議会議員の加入を求める決議（素案）

* その他（承認）

1 厚生年金への地方議会議員の加入について

2 今後の会議予定について

3 その他

西多摩地区議長会

1月9日（木） 西多摩地区地域医療検討部会

* 議題（承認）

1 正副部会長選出について

2 今後の日程について

3 その他

各種協議会等の動き

関東地区競艇主催地議会協議会

11月11日（金） 事務局長会議

＊ 協議事項（承認）

- 1 役員会及び研修視察について
- 2 令和7年度関東地区競艇主催地議会協議会役員について
- 3 令和6年度の運営及び行事予定について
- 4 その他

1月16日（木）～17日（金） 役員会・研修視察

○ 役員会

＊ 報告事項

会務報告について

＊ 協議事項（承認）

令和7年度関東地区競艇主催地議会協議会役員について

○ 研修視察

＊ 視察先

ボートレース宮島、ボートレースチケットショップ呉

全国競艇主催地議会協議会

11月14日（木） 第3回正副会長会議・第162回役員会・第144回臨時総会

○ 第3回正副会長会議

＊ 議事（承認）

- 1 令和6年度事務事業について
- 2 ボートレース事業の現況について
- 3 令和7年度全国競艇主催地議会協議会分担金について
- 4 第162回役員会・第144回臨時議会について
- 5 その他

○ 第162回役員会・第144回臨時総会

＊ 議事（認定および可決）

- 1 令和6年度事務事業について
- 2 ボートレース事業の現況について
- 3 令和5年度全国競艇主催地議会協議会歳入歳出決算について

歳入	予算額	2,447万8,000円	決算額	2,447万8,271円
歳出	予算額	2,447万8,000円	決算額	2,026万5,148円
差引残額	421万3,123円			
- 4 令和6年度全国競艇主催地議会協議会歳入歳出補正予算(第1号)について
歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ160万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,688万2,000円とする。
- 5 令和7年度全国競艇主催地議会協議会分担金について
令和5年度売上額の6万分の1(青梅市議会は、1,028,100円)
- 6 陳情について
公営競技納付金制度の廃止について
- 7 その他

1月21日(火)～22日(水) 第4回正副会長会議

＊ 議題(承認)

- 1 令和7年度重要施策事項(案)について
- 2 ボートレース事業の現況について
- 3 令和7年度全国競艇主催地議会協議会交付金(案)について
- 4 令和6年度(下半期)の運営及び行事日程について
- 5 「令和7年度新旧正副会長会議並びに第1回正副会長会議」について
- 6 その他

三多摩上下水及び道路建設促進協議会

11月13日(水) 第3委員会

○ 講演

- ＊ 演題 「多摩地域における都市計画道路の整備について」
- ＊ 講師 東京都建設局道路建設部計画課事業化調整専門課長 小牧 理 氏

○ 会務報告

12月26日(木) 第3委員会

- ＊ 会務報告

＊ 協議事項（承認）

- 1 令和6年度第3委員会報告書（案）について
- 2 令和7年度第3委員会運動方針（案）について
- 3 令和7年度第3委員会正副委員長の選出について
- 4 委員会（第3回}の運営について
- 5 その他

1月17日（金） 第2委員会

＊ 会務報告

＊ 協議事項（承認）

- 1 令和6年度第2委員会報告書（案）について
- 2 令和7年度第2委員会運動方針（案）について
- 3 令和7年度第2委員会正副委員長の選出について
- 4 その他

1月28日（火） 第1委員会

＊ 会務報告

＊ 協議事項（承認）

- 1 令和6年度第2委員会報告書（案）について
- 2 令和7年度第2委員会運動方針（案）について
- 3 令和7年度第2委員会正副委員長の選出について
- 4 その他

東京都三多摩地区消防運営協議会

1月23日（木） 第二部会

＊ 協議事項（承認）

- 1 令和7年度消防委託事務について
- 2 役員の改選について
- 3 令和7年度通常総会日程等について
- 4 その他

東京都市公平委員会関係団体協議会

1月27日（木）

＊ 協議事項（承認）

- 1 委員候補者について
- 2 経費負担について

令和7年度東京都市公平委員会関係団体負担金（案）

＊ 報告事項

東京都市公平委員会事務概要について



青梅市議会新着図書目録

分類 番号	書 名	著 編 者	発 行 所	発行年	版型
288	皇室 THE IMPERIAL FAMILY(第 104 号) 令和 6 年秋号	日本文化興隆財団	日本文化興隆財団	令 6	A4 変形
289	特別展 「青梅線開通130周年」 ～青梅駅舎も築100年！～	青梅市郷土博物館	青梅市郷土博物館	令 4	A4
369	高齢者の暮らしの手引き (令和6年度版)	青梅市	青梅市	令6	A4
468	事業概要 令和6年版	東京都西多摩保健所	東京都西多摩保健所	令 4	A4



要綱・要領等の制定、改廃の状況

＜令和6年11月～令和7年2月1日＞

件名	区分	所管
青梅市ローコードツール導入等支援業務委託プロポーザル選定委員会設置要綱	廃止	D X推進課
青梅市競争入札参加者心得	改正	総務契約課
青梅市競争入札参加者心得（電子入札用）	改正	総務契約課
工事請負契約事務処理要領	改正	総務契約課
青梅市内部統制推進本部設置要綱	制定	文書法制課
青梅市内部統制庁内検討委員会設置要綱	廃止	文書法制課
青梅市職員の勤勉手当の成績率の運用に関する要綱	改正	職員課
青梅市における平日夜間の一部窓口業務の取扱時間延長に関する取扱要綱	改正	市民課
青梅市国民健康保険医療費適正化事業に関する業務委託にかかるプロポーザル選定委員会設置要綱	制定	保険年金課
青梅市国民健康保険税滞納世帯主等に対する措置に関する取扱要綱	制定	保険年金課
青梅市国民健康保険療養費の支給に関する要綱	改正	保険年金課
青梅市国民健康保険被保険者資格証明書および短期被保険者証交付要綱	廃止	保険年金課
災害被害者に対する市税の減免措置要領	改正	課税課
青梅市市税口座振替・自動払込収納事務取扱要綱	改正	納税課
青梅市重層的支援体制整備事業実施の業務委託にかかる公募型プロポーザル選定委員会設置要綱	制定	地域福祉課
青梅市葬儀生前契約サポート事業実施要綱	改正	地域福祉課
青梅市成年後見制度利用支援事業実施要綱	改正	地域福祉課
青梅市重層的支援体制整備事業実施の業務委託にかかる公募型プロポーザル選定委員会設置要綱	廃止	地域福祉課
令和6年度青梅市認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業補助金交付要綱	制定	介護保険課
青梅市障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付要	改正	障がい者福祉課
青梅市休日等診療事業実施要綱	改正	健康課

件 名	区分	所 管
青梅市休日歯科診療事業実施要綱	改正	健康課
青梅市高齢者肺炎球菌予防接種実施要綱	改正	健康課
青梅市風しん等予防接種実施要綱	改正	健康課
青梅市带状疱疹予防接種実施要綱	改正	健康課
令和6年度住民税非課税世帯追加支援給付金支給事業実施要綱	制定	経済対策給付金担当
青梅市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱	改正	子育て応援課
青梅市保育所等における性被害防止対策にかかる設備等支援事業補助金交付要綱	制定	こども育成課
青梅市現任保育従事職員資格取得支援事業補助金交付要綱	制定	こども育成課
青梅市多様な他者との関わりの機会の創出事業補助金交付要綱	改正	こども育成課
青梅市乳児健康診査（6か月児・9か月児）実施要綱	改正	こども家庭センター
青梅市精密健康診査実施要綱	改正	こども家庭センター
青梅市未熟児養育医療給付事業実施要綱	改正	こども家庭センター
青梅市フリースクール等民間施設事業費補助金交付要綱	制定	指導室
青梅市図書館オンラインシステムプロポーザル選定委員会設置要綱	制定	社会教育課
青梅市生涯学習講師・指導者およびボランティア人材登録制度実施要領	改正	社会教育課
青梅市図書館オンラインシステムプロポーザル選定委員会設置要綱要綱	廃止	社会教育課

制定された要綱・要領

青梅市内部統制推進本部設置要綱

1 設置

青梅市における内部統制を推進するため、青梅市内部統制推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

2 所掌事項

本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 内部統制の取組方針に関すること。
- (2) 内部統制の体制整備および運用に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、内部統制の推進に関し青梅市長（以下「市長」という。）が必要と認める事項に関すること。

3 組織

本部は、それぞれ次の職にある者をもって組織する。

- (1) 本部長 市長
- (2) 副本部長 副市長および教育長
- (3) 委員 青梅市経営会議規則（昭和44年規則第27号）第2条第1号に規定する部長および議会事務局長

4 本部長の職務および代理

- (1) 本部長は、本部を代表し、本部の事務を総理する。
- (2) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、あらかじめ本部長の定める順位により副本部長がその職務を代理する。

5 会議

- (1) 本部の会議は、本部長が招集し、会議の議長となる。
- (2) 本部長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の職員の出席を求めて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

6 庁内推進会議

本部に、庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

- (1) 推進会議は、それぞれ次の職にある者をもって組織する。

ア 会長 総務部長

イ 副会長 企画部長

ウ 委員 財政課長、DX推進課長、情報システム課長、検査担当主幹、総務

契約課長、文書法制課長、法務担当主幹、職員課長および会計課長

(2) 前号に定める者のほか、会長は、必要と認める者を臨時委員として推進会議に出席させることができる。

(3) 推進会議は、内部統制の推進について本部に付議する事案および本部で決定した事項の実施に関し必要な事項を協議する。

(4) 前3号に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議が定める。

7 庶務

本部の庶務は、文書法制担当課において処理する。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、本部の運営に必要な事項は本部長が定める。

9 実施期日

この要綱は、令和6年12月24日から実施する。

青梅市国民健康保険医療費適正化事業に関する 業務委託にかかるプロポーザル選定委員会設置要綱

1 設置

青梅市国民健康保険医療費適正化事業に関する業務を委託するに当たり、その業務の履行に最も適した者の選定を厳正かつ公正に行うため、国民健康保険医療費適正化事業に関する業務委託にかかるプロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) プロポーザルの実施方法をまとめた実施要領の作成に関すること。

(2) 企画提案書等の審査および契約の相手方となる候補者の選定に関すること。

3 組織

委員会は、次に掲げる委員6人をもって組織し、それぞれ次の職にある者をこれに充てる。

(1) 委員長 市民部長

(2) 副委員長 保険年金課長

(3) 委員 健康課長、健康福祉部主幹、保険年金課給付係長および健康課特定健診係長

4 委員長の職務および代理

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

- (1) 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員会は、必要があると認めたときは、委員会の会議に委員以外の職員の出席または資料の提出を求めることができる。

6 報告

委員長は、委員会で選定した結果をまとめ、青梅市長（以下「市長」という。）に報告する。

7 庶務

委員会の庶務は、保険年金課において処理する。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

9 実施期日等

この要綱は、令和6年12月24日から実施し、第6項の規定にもとづき選定した結果を市長に報告した日の翌日をもって廃止する。

青梅市国民健康保険税滞納世帯主等に対する措置に関する取扱要綱

1 趣旨

この要綱は、青梅市国民健康保険税（以下「保険税」という。）を滞納している世帯における国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第54条の3にもとづく特別療養費の支給（以下「支給措置」という。）および法第63条の2にもとづく保険給付の差止め（以下「差止措置」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保険税滞納世帯主等 法第54条の3第1項に規定する保険料滞納世帯主等のうち、保険税にかかるものをいう。
- (2) 保険税納付の勧奨等 法第54条の3第1項に規定する保険料納付の勧奨等のうち、保険税にかかるものをいう。

3 特別の事情等に関する届出

次の各号のいずれかの事由に該当することにより支給措置の対象外となる保険税滞納世帯主等は、特別の事情等に関する届出書（様式第1号）を青梅市長（以下「市長」という。）に届け出なければならない。

- (1) 法第54条の3第1項に規定する原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができること。
- (2) 当該保険税の滞納につき災害その他の国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第28条の6に規定する特別の事情があると認められること。

4 弁明の機会の付与

- (1) 市長は、保険税滞納世帯主等に対し、保険税納付の勧奨等を行ってもなお当該保険税を納付しない場合、当該保険税滞納世帯主等に弁明書を提出させることにより、弁明する機会を付与しなければならない。
- (2) 市長は、前号の規定により弁明の機会を付与するときは、弁明の機会付与通知書（様式第2号）により、当該保険税滞納世帯主等に通知するものとする。

5 支給措置

- (1) 市長は、前項第2号に規定する通知書により指定した提出期限までに、弁明書が提出されない場合または弁明書によってもなお支給措置を行うことが適当であると認める場合は、特別療養費の支給にかかる事前通知書（様式第3号）により、当該保険税滞納世帯主等に通知するものとする。この場合において、市長は、支給措置を行う保険税滞納世帯主等（以下「支給措置者」という。）に対し、その世帯に属する被保険者にかかる資格確認書の返還を求めるとともに、支給措置の対象となる旨を記載した資格確認書を交付するものとする。
- (2) 市長は、前号後段の規定により資格確認書の返還を求めるに当たっては、国民健康保険資格確認書返還請求通知書（様式第4号）により、当該支給措置者に通知するものとする。

6 療養の給付等

市長は、法第54条の3第4項の規定により、支給措置者に療養の給付等を行うときは、療養の給付等にかかる事前通知書（様式第5号）により、当該支給措置者にあらかじめ通知するものとする。

7 差止措置

市長は、法第63条の2第1項または第2項の規定により、保険給付の全部または一部の支払を一時差し止めるときは、国民健康保険給付支払一時差止通知書（様式第6号）により、当該世帯主に通知しなければならない。

8 保険給付費からの滞納保険税額の控除

市長は、法第63条の2第3項の規定により国民健康保険税額を控除するときは、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の5各号に掲げる事項を、国民健康保険税控除通知書（様式第7号）により、当該世帯主にあらかじめ通知しなければならない。

9 委任

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

10 実施期日

この要綱は、令和6年12月24日から実施し、同年12月2日から適用する。

青梅市重層的支援体制整備事業実施の業務委託にかかる 公募型プロポーザル選定委員会設置要綱

1 設置

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の4の規定にもとづく重層的支援体制整備事業の実施を業務委託するに当たり、当該業務の履行に最も適した者の選定を厳正かつ公正に行うため、青梅市重層的支援体制整備事業実施の業務委託にかかる公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プロポーザルの実施方法をまとめた実施要領の策定に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査および契約の相手方となる候補者の選定に関すること。

3 組織

委員会は、次に掲げる委員8人をもって組織し、それぞれ次の職にある者をこれに充てる。

- (1) 委員長 健康福祉部長
- (2) 副委員長 地域福祉課長
- (3) 委員 市民安全課、地域福祉課、高齢者支援課、障がい者福祉課、子育て応援課およびこども家庭センターの職員で、各所属長が指名するもの

4 委員長の職務および代理

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

- (1) 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の職員の出席を求めて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

6 報告

委員長は、委員会で選定した結果をまとめ、青梅市長（以下「市長」という。）に報告する。

7 庶務

委員会の庶務は、地域福祉課において処理する。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

9 実施期日等

この要綱は、令和6年10月8日から実施し、第6項の規定にもとづき選定した結果を市長に報告した日の翌日をもって廃止する。

令和6年度青梅市認知症高齢者グループホーム等 防災改修等支援事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱（令和6年3月14日付け発老0314第1号厚生労働事務次官通知）および地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱（同日付け発老0314第1号厚生労働省老健局長通知。以下これらを「国要綱」という。）にもとづき、災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する、青梅市（以下「市」という。）の区域内（以下「市内」という。）の認知症高齢者グループホーム等における防災対策の強化を図るため、当該施設の防災改修等にかかる経費の一部に対し、市が予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症高齢者グループホーム等介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護を行う認知症高齢者グループホームその他国要綱に規定する認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業の

対象施設をいう。

- (2) 防災改修等 認知症高齢者グループホーム等における耐震改修および水害対策を強化するための改修等の防災補強改修ならびに利用者等の安全確保等の観点から行う老朽化に伴う大規模修繕等をいう。

3 補助対象者

令和6年度青梅市認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業補助金（以下「補助金」という。）の補助対象者は、市内で認知症高齢者グループホーム等を運営する事業者とする。

4 補助対象事業

補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、認知症高齢者グループホーム等において、既存建物に対して行う防災改修等に関する事業とする。

5 補助対象経費

補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。ただし、別の補助金等の補助対象となる費用を除き、工事費または工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金および適当と認められる購入費等を含むものとする。

- (1) 前項に規定する補助事業の施設整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、関東信越厚生局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費または工事請負費
- (2) 工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は、工事費または工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）

6 補助金交付額

補助金の交付額は、補助基準額7,730千円と補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。ただし、1千円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和6年度青梅市認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、青梅市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

8 補助金の交付決定

市長は、前項の規定による交付申請を受けた場合において、申請内容を審査の上、

適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、令和6年度青梅市認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

9 補助事業の完了の時期

補助事業は単年度とし、当該年度の3月31日までに完了しなければならない。

10 実績報告

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま補助金の交付の決定にかかる会計年度が終了したときまたは補助事業の廃止の承認を受けたときは、令和6年度青梅市認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業補助金実績報告書（様式第3号）に必要な書類を添付して市長に報告しなければならない。

11 補助金の額の確定

市長は、前項の実績報告の審査および必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこの要綱に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和6年度青梅市認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業補助金確定通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

12 補助金の請求

- (1) 補助事業者は、前項の規定によりその額の確定を受けた後において、補助金の交付を受けようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。
- (2) 市長は、前号に規定する請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

13 財産処分の制限

補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した不動産およびその従物ならびに補助事業により取得し、または効用の増加した単価30万円以上の機械および器具その他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間（補助事業等により取得し、または効用の増加した財産の処分制限期間（平成13年厚生労働省告示第384号）をいう。以下同じ。）を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、または廃棄してはならない。

14 財産処分による補助金の返還

補助事業者が、市長の承認を受けて前項の規定による財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、市長は、この収入の全部または一部を返納させることができる。

15 関係書類の管理保管等

補助事業者は、事業にかかる収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、当該帳簿および証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止または廃止の承認を受けたときは、その承認を受けた日とする。）の属する年度終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、または効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、当該保管期間経過後、当該財産の財産処分が完了する日または適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しなければならない。

16 消費税等にかかる税額控除の報告

- (1) 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金にかかる消費税および地方消費税にかかる仕入税額控除が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額報告書（様式第5号）により速やかに市長に報告しなければならない。
- (2) 前号の規定による報告があった場合において、市長は、当該仕入控除税額の全部または一部を納付させることができる。

17 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

18 実施期日等

- (1) この要綱は、令和6年10月29日から実施し、令和7年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告等の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

令和6年度住民税非課税世帯追加支援給付金支給事業実施要綱

1 目的

この要綱は、国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策（令和6年11月22日閣議決定）における低所得世帯の食料品、エネルギー関係等の消費支

出に対する物価高の影響への支援として、令和6年度住民税非課税世帯追加支援給付金（以下「給付金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 支給対象者

(1) 給付金の支給対象者（以下「支給対象者」という。）は、令和6年12月13日（以下「基準日」という。）において、次のいずれにも該当する者とする。

ア 青梅市（以下「市」という。）の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）

イ 令和6年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯（同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和6年度分の市町村民税均等割（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）が課されていない者または市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯）の世帯主

(2) 前号の規定にかかわらず、市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等（地方税法第292条第1項第7号に規定する同一生計配偶者、同項第9号に規定する扶養親族、同法第32条第3項に規定する青色事業専従者または同条第4項に規定する事業専従者をいう。）のみで構成される世帯および租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税均等割が課されていない者を含む世帯に該当する場合は、支給要件を満たさないものとする。

3 支給額

(1) 前項の規定により支給対象者に対して支給する給付金の金額は、1世帯当たり3万円とする。

(2) 前号に規定する給付金額には、当該世帯における18歳以下（基準日において、18歳に達する日以降最初の3月31日までの者）の世帯員1人当たり2万円の加算を行う。この場合において、基準日以降に出生した者が世帯員となったとき（住民票の異動により同世帯となった場合を除く。）は、第9項第2号に規定する提出期限までに、この要綱における必要な手続を行うことができた者についても対象とする。

4 受給権者

- (1) 給付金の受給権者（以下「受給権者」という。）は、第2項の規定により支給対象となる世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいるときは、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難い場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者）とする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、配偶者その他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）および老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

5 給付金の支給区分

給付金の支給区分は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) プッシュ型支給 支給対象者のうち、公金受取口座を登録しているものおよび令和6年度青梅市住民税非課税世帯等生活支援給付金支給要綱（令和6年6月26日実施）または令和5年度青梅市電力、ガス、食料品等価格高騰支援給付金支給事業実施要綱（令和5年6月15日実施）にもとづく給付金を受給し、受取口座が判明しているもの（以下「プッシュ型支給対象者」という。）に対し、青梅市長（以下「市長」という。）が給付金の支給の申込みを行い、これに対し受給拒否の申出がないことをもって市長が給付金の支給決定をすることをいう
- (2) 申請による支給 前号に規定する支給の対象とならない場合において、給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）から申請等を受けることにより、給付金の支給決定をすることをいう。

6 プッシュ型支給の申込み等

- (1) 市長は、プッシュ型支給対象者に対し、令和6年度青梅市住民税非課税世帯追加支援給付金の支給のお知らせ（様式第1号）を送付し、給付金の支給の申込みを行うものとする。
- (2) 支給の申込みを受けたプッシュ型支給対象者は、令和6年度青梅市住民税非課税世帯追加支援給付金受給拒否の届出書（様式第2号）により受給の拒否または令和6年度青梅市住民税非課税世帯追加支援給付金支給口座登録等の届出書（様式第3号）により登録口座の変更を申し出ることができる。
- (3) 市長は、プッシュ型支給対象者が別に定める期間内に前号に規定する受給の拒

否を申し出ないときは、市からの支給に同意したものとみなし、速やかに給付金を支給するものとする。

7 申請による支給にかかる手続および方式

- (1) 市長は、申請者に対し、令和6年度青梅市住民税非課税世帯追加支援給付金支給要件確認書（様式第4号。以下「確認書」という。）を送付するものとする。
- (2) 申請者は、確認書に本人確認書類および振込先口座確認書類を添付し、市長に提出するものとする。
- (3) 申請者のうち、前2号の規定による手続を行うことができないものは、令和6年度青梅市住民税非課税世帯追加支援給付金申請書（請求書）（様式第5号。以下「申請書」という。）に本人確認書類および振込先口座確認書類を添付し、申請するものとする。
- (4) 市長は、第2号に規定する確認書または申請書を受理したときは、内容を審査の上、支給の可否を決定するものとする。
- (5) 申請による支給は、次に掲げる方式により行うものとする。ただし、エに掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないとき、金融機関から著しく離れた場所に居住しているときその他アからウまでに掲げる方式による支給が困難なときに限るものとする。

ア 郵送申請方式 申請者が確認書または申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

イ 電子申請方式 申請者が確認書または申請書の提出に代え電子申請により市に申請し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

ウ 窓口申請方式 申請者が確認書または申請書を市の窓口に出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

エ 現金受領方式 申請者が確認書または申請書を郵送により、または市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

8 代理による申請

- (1) 次のアからウまでに掲げる者は、申請者に代わり、代理人として第6項の規定による届出書の提出または前項の規定による支給の手続を行うことができる。

ア 基準日時点における受給権者の属する世帯の世帯構成者

イ 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人および代理権付与の審判がなされた補助人）

ウ 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

- (2) 代理人が支給の手続をするときは、当該代理人は、確認書に加え、委任状を提出するものとする。
- (3) 前号の規定による支給の手続をするときは、市長は、公的身分証明書の写し等の提出または提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。
- (4) 代理人が第1号アに規定する者にあつては、住民基本台帳により、同号イおよびウに規定する者にあつては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

9 申請受付開始日等

- (1) 給付金の申請受付開始日は、市長が別に定める日とする。
- (2) 確認書および申請書の提出（電子申請方式による申請を含む。）の期限、は令和7年3月31日とする。

10 事業の周知

市長は、この事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。

11 申請が行われなかった場合等の取扱い

- (1) 市長が前項の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第9項第2号に規定する提出期限までに第6項の規定による申込みまたは第7項の規定による申請等が行われなかった場合、支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。
- (2) 市長が第6項第3号、第7項第4号の規定により支給を行うこととした後、確認書等の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責めに帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

12 不当利得の返還

市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

13 受給権の譲渡または担保の禁止

給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、または担保に供してはならない。

14 その他

この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

15 実施期日等

- (1) この要綱は、令和7年1月21日から実施し、事業の終了した日の翌日をもって廃止する。
- (2) この要綱の廃止前に、この要綱にもとづき給付を受けた給付金に関して、この要綱の廃止後に必要となる返還等の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

別記（第4項関係）

1 配偶者その他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

- (1) 次に掲げる事例であって、かつ、次号に規定する申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者（以下「申出者」という。）については、基準日時点で申出者が市に住民票が所在しない場合にも、当該申出者の給付金については、市から支給する。

ア 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別に行っている者（女性相談支援センター一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）または女性自立支援施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族（配偶者を除く。以下同じ。）など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別に行っている入所者を含む。）およびその同伴者であって、基準日において市に住民票を移していないもの

イ 親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えているもの

- (2) 申出者の満たすべき一定の要件は、次のアからエまでに掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

ア 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項または第10条の2にもとづく命令が出されていること。

イ 女性相談支援センターによる「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に女性相談支援センター一時保護所または女性自立支援施設に入所している者に女性相談支援センターにより発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。ただし、女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所および市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）、行政機関および関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（女性支援事業委託団体、地域DV協議会

参加団体、補助金等交付団体）が発行した確認書も、上記証明書と同様のものとして取扱うものとする。

ウ 基準日の翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）にもとづく支援措置の対象となっていること。

エ アからウまでに掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められること（女性自立支援施設等に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。）。

2 措置入所等児童の取扱い

基準日において、次の各号のいずれかに該当する児童（児童（基準日時点で満18歳に満たない者をいう。以下同じ。）および児童以外の者（基準日時点で原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。）および第6号に規定する母子生活支援施設の入所者を含む。以下同じ。）については、市における申請・受給権者とする。

- (1) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者または同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童（保護者（同法第6条に規定する保護者をいう。次号において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上もしくは精神上または環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。）
- (2) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により入所措置が採られて同法第42条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、もしくは同法第27条第2項の規定により同法第7条第2項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、または同法第27条第1項第3号もしくは第27条の2第1項の規定により入所措置が採られて同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設もしくは同法第44条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設または児童自立支援施設に通う者、2月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所または指定発達支援医療機関への入院をしている者および保護者

の疾病、疲労その他の身体上もしくは精神上または環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。）

(3) 身体障害者福祉法第18条第2項もしくは知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。）またはのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）

(4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書の規定により同法第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設もしくは同法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、または困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条に規定する女性自立支援施設に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者および一時保護委託がされている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）

(5) 児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定および社会的養護自立支援事業等の実施について（平成29年3月31日付け雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により入居している者に限る。）

(6) 児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設に入所している者（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）

3 入所措置等が採られている障害者・高齢者の取扱い

次の各号のいずれかに該当する措置入所等障害者および措置入所等高齢者（以下「措置入所等障害者・高齢者」という。）であつて、基準日において、市の住民基本台帳に記録されている者については、市における申請・受給権者とする。ただし、

市で入所等の措置を講じ、措置入所等担当部署から給付金担当部署に対して、施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が行われた場合、当該措置入所等障害者・高齢者に支給する。

- (1) 措置入所等障害者とは、身体障害者福祉法第18条第1項もしくは第2項または知的障害者福祉法第15条の4もしくは第16条第1項第2号の規定による措置が採られている者（措置が採られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者（成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人および代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。）を含む。以下同じ。）（2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）
- (2) 措置入所等高齢者とは、老人福祉法第10条の4第1項および第11条第1項の規定による入所等の措置等が採られている者（2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

4 ホームレス等の取扱い

居住が安定していないホームレスまたは事実上ネットカフェに寝泊まりしている者であって、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていないものについて、基準日の翌日以降、市において住民基本台帳に記録されたときは、市における申請・受給権者とする。

5 無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であって、自己またはその未成年の子等が無戸籍であると市に申し出た者について、法務局等において無戸籍者として把握していることを市長が相当と認めるときは、市における申請・受給権者とする。

青梅市保育所等における性被害防止対策にかかる設備等支援事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業実施要綱（令和6年1月25日付けこ成総第3号こども家庭庁成育局長・こ支総第8号こども家庭庁支援局長通知別紙）にもとづき、青梅市の区域内（以下「市内」という。）の保育所等における性被害防止対策にかかる設備等の整備を行う施設に対し、予算の範囲内においてその経費の一部を補助することにより、性被害防止のための対策を行うことを目的とする。

2 補助対象者

青梅市保育所等における性被害防止対策にかかる設備等支援事業補助金（以下「補

助金」という。)の交付の対象となる者は、市内に所在する次の施設（国または地方公共団体が設置するものを除く。以下「補助対象施設」という。）の設置者とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所
- (2) 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設
- (3) 東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付け12福子推第1157号）にもとづき東京都知事が認証する認証保育所
- (4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園であって、同法第3条第3項の認定を受けた施設
- (5) 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う施設

3 補助対象事業

補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象施設において性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室およびカメラ、人感センサーライト等の設備の購入または更新を行う事業とする。ただし、次に掲げる事業については、補助金の対象としないものとする。

- (1) 国が別に定める国庫負担金、補助金および交付金の対象となる事業
- (2) 施設整備を目的とする事業（土地および既存建物の買収、土地の整地等を含む。）
- (3) 既存施設の破損および老朽化に伴う改修・修繕を目的とする事業

4 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前項に規定する設備の購入または更新にかかる需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費および修繕料）、役務費（通信運搬費および手数料）、委託料および備品購入費とする。

5 補助金の交付額

補助金の交付額は、補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と補助基準額10万円とを比較して、いずれか少ない方の金額に4分の3を乗じて得た額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

6 交付申請

補助金の交付を受けようとする補助対象施設の設置者（以下「申請者」という。）は、青梅市保育所等における性被害防止対策にかかる設備等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、青梅市長（以下「市長」という。）に提

出しなければならない。

7 交付決定

市長は、前項の規定による申請があったときは、申請の内容を審査の上、速やかに補助金交付の可否について決定し、青梅市保育所等における性被害防止対策にかかる設備等支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

8 申請内容の変更等

(1) 前項の規定による交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、申請内容の変更（軽微なものを除く。）および中止または廃止をする場合は、青梅市保育所等における性被害防止対策にかかる設備等支援事業補助金（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第3号）により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(2) 市長は、前号の規定による申請を受けた場合は、当該申請書の内容について審査し、適当と認めたときは、青梅市保育所等における性被害防止対策にかかる設備等支援事業補助金（変更・中止・廃止）承認書（様式第4号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

9 実績報告

補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、青梅市保育所等における性被害防止対策にかかる設備等支援事業補助金実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

10 補助金の額の確定

市長は、前項の規定により実績報告書の提出があった場合には、その内容を審査し、必要に応じて行う現地調査等により、その報告にかかる補助対象事業の成果が補助金交付決定の内容およびこれに付した条件に適合していると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、青梅市保育所等における性被害防止対策にかかる設備等支援事業補助金額確定通知書（様式第6号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

11 その他必要事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによるほか、市長が別に定める。

12 実施期日等

(1) この要綱は、令和7年1月28日から実施し、令和6年4月1日から適用する。
ただし、令和9年4月1日にその効力を失うものとする。

- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付決定された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

青梅市現任保育従事職員資格取得支援事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、青梅市の区域内（以下「市内」という。）の保育所等に勤務する保育士資格を有しない職員の保育士資格の取得を支援する事業者に対して、その取組にかかる経費の一部を補助することにより、保育士資格取得者の拡充を図り、もって子どもを安心して育てることができる体制を整備することを目的とする。

2 補助対象者

青梅市現任保育従事職員資格取得支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者は、市内に所在する次の施設（国または地方公共団体が設置するものを除く。以下「補助対象施設」という。）の設置者とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所
- (2) 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設
- (3) 東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付け12福子推第1157号）にもとづき東京都知事が認証する認証保育所
- (4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園であって、同法第3条第3項の認定を受けた施設
- (5) 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う施設

3 補助対象事業

補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前項に規定する補助対象施設に勤務する保育士資格を有しない職員を雇用する事業者が、当該職員に対して保育士資格の取得を支援する事業とする。

4 補助対象経費

- (1) 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象施設が雇用する保育士資格を有しない保育従事職員のうち、保育士試験により保育士資格の取得を目指すもの（以下「対象者」という。）が保育士試験を受験するための学習等に要した次に掲げる費用であって、補助対象施設の事業者が対象者に対して支出し、または自ら支出したものとする。ただし、対象者が保育士試験に合格しなかった場合は、受験料のみを対象とする。

ア 受験料

イ 教材費

ウ 補助対象施設において講習会を開催した場合の諸経費

(2) 前号の規定にかかわらず、対象者が保育士修学資金貸付事業、雇用保険制度の教育訓練給付等、補助金と同趣旨の事業による支援を受けている場合は、補助金の対象外とする。

5 補助金の交付額

補助金の交付額は、補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の2分の1の額（1, 000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、対象者1人当たり5万円を限度とする。

6 交付申請

補助金の交付を受けようとする補助対象施設の代表者（以下「申請者」という。）は、青梅市現任保育従事職員資格取得支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、青梅市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

7 交付決定

市長は、前項の規定による申請があったときは、申請の内容を審査の上、速やかに補助金交付の可否について決定し、青梅市現任保育従事職員資格取得支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

8 申請内容の変更等

(1) 前項の規定による交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、申請内容の変更（軽微なものを除く。）および中止または廃止をする場合は、青梅市現任保育従事職員資格取得支援事業補助金事業（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第3号）により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(2) 市長は、前号の規定による申請を受けた場合は、当該申請書の内容について審査し、適当と認めたときは、青梅市現任保育従事職員資格取得支援事業補助金事業（変更・中止・廃止）承認書（様式第4号）により当該補助事業者に通知するものとする。

9 実績報告

補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、青梅市現任保育従事職員資格取得支援事業補助金実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

10 補助金の額の確定

市長は、前項の規定により実績報告書の提出があった場合には、その内容を審

査し、必要に応じて行う現地調査等により、その報告にかかる補助対象事業の成果が補助金交付決定の内容およびこれに付した条件に適合していると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、青梅市現任保育従事職員資格取得支援事業補助金額確定通知書（様式第6号）により当該補助事業者に通知するものとする。

11 その他必要事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによるほか、市長が別に定める。

12 実施期日等

- (1) この要綱は、令和7年1月28日から実施し、令和6年4月1日から適用する。
ただし、令和9年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付決定された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

令和6年度青梅市フリースクール等民間施設事業費補助金交付要綱

1 趣旨

この要綱は、青梅市立小学校および中学校（以下「市立学校」という。）に在籍する不登校児童生徒が利用するフリースクール等民間施設が行う学習活動、社会的自立を促す活動等の充実を図るため、当該フリースクール等民間施設にかかる経費の一部に対して、予算の範囲内において青梅市フリースクール等民間施設事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フリースクール等民間施設 不登校児童生徒に対し、学習活動、教育相談、体験活動等を行っている民間施設をいう。
- (2) 不登校児童生徒 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）第2条第3号に規定する不登校児童生徒をいう。
- (3) 対象児童生徒 フリースクール等民間施設に通う市立学校に在籍する不登校児童生徒をいう。

3 補助対象施設

補助金の交付の対象となるフリースクール等民間施設（以下「補助対象施設」と

いう。)は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 不登校児童生徒に対する支援を主たる目的としていること。
- (2) 青梅市の区域内に施設または活動拠点があること。
- (3) 対象児童生徒が利用していること。
- (4) 営利を目的としない事業者（学校法人を除く。）が運営する施設であること。
- (5) 青梅市立学校に在籍する不登校児童生徒が通うフリースクール等民間施設に関するガイドライン（令和7年1月8日制定）にのっとった支援が行われていること。
- (6) 対象児童生徒の状況および指導経過をその保護者に定期的に連絡する等、家庭との連携・協力関係が保たれていること。
- (7) 対象児童生徒に対する個別の指導内容を当該対象児童生徒が在籍する市立学校と十分に連携しながら作成し、当該市立学校へ月例の状況報告を行うこと。
- (8) 市立学校および青梅市教育委員会の視察に適宜応じること。

4 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象施設の設置者である事業者が当該施設において実施する、不登校児童生徒に対して行う学習指導・支援とする。

5 補助対象経費等

補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の表の左欄に定める経費とし、補助金の額は、同表の右欄に定める補助上限額と補助対象経費の実支出額（当該年度内に支出された経費に限る。）のいずれか少ない額とする。

補助対象経費	補助上限額／1施設当たり
不登校児童生徒の相談および指導のために必要となる施設（自宅を兼ねる施設を除く。）の借上料。ただし、施設借上のための初期費用（敷金、礼金等）、駐車場借上料および借上施設の管理費（上下水道費、光熱費および火災保険料）は、含まない。	50万円

6 交付の申請

補助金の交付を受けようとするフリースクール等民間施設の設置者である事業者（以下「申請者」という。）は、令和6年度青梅市フリースクール等民間施設事業費補助金交付申請書（様式第1号）を、別に定める期日までに青梅市長（以下「市長」

という。)に提出しなければならない。

7 交付の決定

- (1) 市長は、前項の規定による交付申請書の提出を受けた場合、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、令和6年度青梅市フリースクール等民間施設事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- (2) 前号の規定による審査等の結果、交付することが不適当と認めたときには、令和6年度青梅市フリースクール等民間施設事業費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

8 交付の条件

この補助金の交付の決定には、次に掲げる条件その他市長が必要と認める条件を付すものとする。

- (1) 補助対象事業の内容を変更（軽微なものを除く。）する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助対象事業を中止し、または廃止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助金は、目的以外に使用しないこと。
- (4) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合または補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (5) この要綱を遵守し、この要綱に反することが判明した場合には、補助金を返還しなければならないこと。

9 変更等の承認申請等

- (1) 申請者は、前項第1号の規定による承認を受けようとする場合は、令和6年度青梅市フリースクール等民間施設事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。
- (2) 市長は、前号の規定による事業変更の申請があった場合は、変更の内容を審査し、補助金の変更交付または不交付を決定し、その旨を令和6年度青梅市フリースクール等民間施設事業変更交付決定（不交付決定）通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。
- (3) 申請者は、前項第2号の規定による承認を受けようとする場合は、令和6年度青梅市フリースクール等民間施設事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。
- (4) 市長は、前号の規定による事業中止または廃止の申請があったときは、令和6

年度青梅市フリースクール等民間施設事業中止（廃止）決定（不決定）通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

10 実績報告

第8項第1号の規定により、交付決定を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）は、補助対象事業の完了後（補助対象事業の中止または廃止の承認を受けたときを含む。）15日以内または補助金の交付の決定をした会計年度の翌年度の4月15日のいずれか早い日までに、令和6年度青梅市フリースクール等民間施設事業費補助金実績報告書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

11 補助金の額の確定

市長は、前項の実績報告書が提出された場合は、その内容を審査し、適正と認められる場合は、交付すべき補助金の額を確定し、令和6年度青梅市フリースクール等民間施設事業費補助金額確定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

12 交付の請求

補助決定者は、前項の規定による確定通知書を受領したときは、令和6年度青梅市フリースクール等民間施設事業費補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

13 報告および調査

市長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、申請者に対して報告を求め、または関係職員に調査させることができる。

14 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

15 実施期日等

- (1) この要綱は、令和7年1月16日から実施し、令和6年4月1日から適用する。
ただし、令和7年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告、補助金の返還等の手続に関しては、なお従前の例による。

青梅市図書館オンラインシステムプロポーザル選定委員会設置要綱

1 設置

青梅市図書館オンラインシステムの更新に当たり、その業務の履行に最も適した者の選定を厳正かつ公正に行うため、青梅市図書館オンラインシステムプロポ

ーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プロポーザルの実施方法をまとめた実施要領の策定に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査および契約の相手方となる候補者の選定に関すること。

3 組織

委員会は、次に掲げる委員をもって組織し、それぞれ次の職にある者をこれに充てる。

- (1) 委員長 社会教育課長
- (2) 副委員長 社会教育課図書館管理係長
- (3) 委員 DX推進課、情報システム課、指導室および社会教育課の職員で各所属長が指名するもの 各1人

4 委員長の職務および代理

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

5 会議

- (1) 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

6 報告

委員長は、委員会で選定した結果をまとめ、青梅市長（以下「市長」という。）に報告する。

7 庶務

委員会の庶務は、社会教育課において処理する。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が定める。

9 実施期日等

この要綱は、令和6年10月2日から実施し、第6項の規定にもとづき選定した結果を市長に報告した日の翌日をもって廃止する。